資料３－１

特定労務管理対象機関の指定について

令和６年４月から医師の時間外労働時間の上限規制等が施行されたことに伴い、下記の医療機関から岩手県知事に、特定労務管理対象機関の指定申請がありましたので、医療法（昭和23年法律第205号）第113条の規定により意見を求めます。

記

岩手県立大船渡病院（Ｂ水準）